

# 国際機関等への派遣制度

- 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）に基づき、国際協力等の目的のため、職員の国際機関等への派遣制度が設けられています。
- 国際機関等への派遣は、条約、国際約束等に基づき、又は国際機関等の要請に応じて、職員の同意を得て行われます。
- 派遣職員は、国家公務員の身分は引き続き保有しますが、国の職務には従事しません。
- 国際機関等への派遣の状況は次のとおりです。

## 【関係法令】

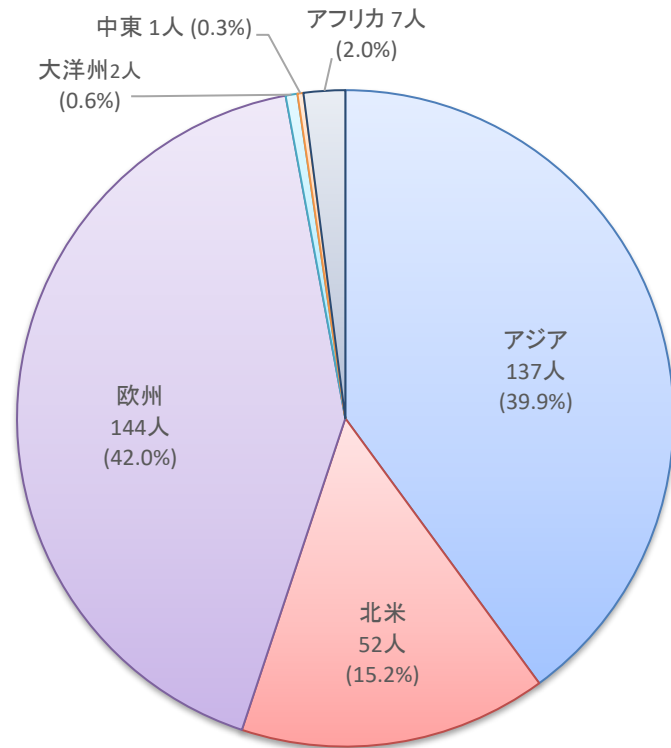
[国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律  
人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）](#)



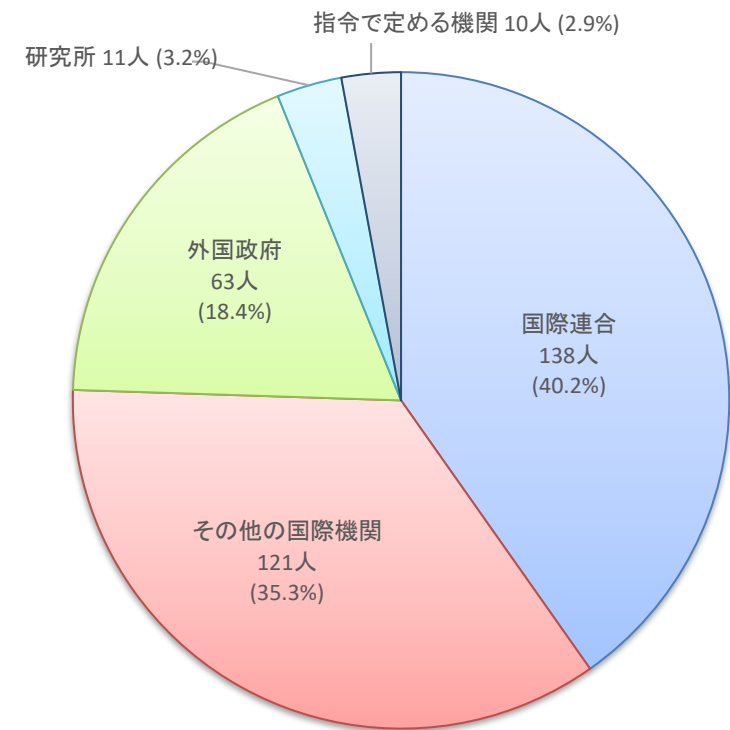




地域先地域(令和4年度末時点)



派遣先機関(令和4年度末時点)



# 派遣職員数の推移

